

2021年3月1日以降始期契約用

海外旅行保険サポートガイド



海外旅行の保険

海外サポートデスク
年中無休・24時間・日本語受付

海外のご旅行先から

通話料無料の**ワールドフリーフォン**を
ご用意しました。このサポートガイドの2ページにある
地域・国別一覧表でご旅行先の番号をご確認ください。

日本国内から ☎ 0077 - 78 - 7365 (通話料無料)
03 - 6365 - 8885 (有料)

au 損害保険株式会社



目次

ご契約者の皆さまへ

この「海外旅行保険サポートガイド」は、ご契約に伴う大切な事から、万一旅行先でケガなどの事故に遭われた場合の手続きおよびサービスのご利用方法を記載したものです。必ずご一読のうえ、契約確認書または保険証券とともに、海外旅行にご持参くださいますようお願いいたします。

弊社は24時間日本語でのサービスを行う「海外サポートデスク」の設置をはじめとして、救急医療サービス会社等との提携により海外アシスタンスサービスを充実させております。万一の場合はこれらのサービスをご活用ください。

なお、記載内容にご不明な点やお気づきの点がございましたら、何なりと「海外サポートデスク」までお問合わせください。

では、ご無事で、素晴らしいご旅行でありますようお願いいたします。

サポートガイドご参照ページ	1
I. 海外サポートデスク	2
II. キャッシュレス・メディカルサービス (ご旅行中)	3
III. 緊急アシスタンスサービス、相談・紹介サービス	3
IV. 各サービスご利用上の注意点	3
V. キャッシュレス・リペアサービス (ご帰国後)	4
VI. ケガ・病気に関する英会話・英単語	4
VII. 保険期間延長の手続き	5
VIII. 保険金ご請求の手続き	6
IX. 海外旅行保険の概要	7



サポートガイドご参照ページ

海外でケガや病気・トラブルでお困りになった場合に備え、弊社ではさまざまなサービスをご用意しております。このサポートガイドには、サービスの概要、ご利用方法、保険金請求方法等を記載しておりますので、状況に応じて該当ページをご覧ください。

<p>事故にあった(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ケガをした・病気になった 身の回り品が盗難に遭った 身の回り品が壊れてしまった パスポートを盗まれてしまった 買い物中、お店の商品を誤って壊してしまった 	キャッシュレス(現金不要)可能な病院で治療を受けたいとき	→	キャッシュレス・メディカルサービス	P. 3	
	医療施設への緊急移送が必要なとき	→	海外サポートデスク	緊急アシスタンスサービス 相談・紹介サービス	
	日本への緊急移送が必要なとき	→			
	医師・看護師を派遣してほしいとき	→			
	一旦治療費を立て替えて治療を受けたいとき	→			
	最寄りの病院、日本語の通じる病院を知りたいとき	→	P. 2	緊急アシスタンスサービス 相談・紹介サービス	
	保険の補償内容を知りたいとき	→			
	事故の一報を入れたいとき	→	P. 2	キャッシュレス・リペアサービス	P. 4
	事故の対応について相談したいとき	→			
	スーツケースやカメラ等の修理サービスを利用したいとき	→			
保険金の請求方法を知りたいとき	→	P. 2	保険金ご請求の手続き	P. 6	
帰国後、保険金を請求したいとき	→				

※本サービスは予告なく変更・廃止することがありますので、あらかじめご了承ください。



I. 海外サポートデスク

年中無休・24時間・日本語受付

事故のご連絡、補償内容のご照会、保険金請求のご相談などの際は、「海外サポートデスク」へお電話ください。(契約確認書等をお手元にご用意ください)

日本語で対応しますので、次の項目をご連絡ください。

- ご契約者の氏名およびご契約時に入力いただいた電話番号 ○証券番号
- 保険期間 ○ご契約プランまたは保険金額 ○現地滞在先ホテル等の住所、電話番号 ○日本国内の連絡先住所、電話番号 ○お困りの内容

海外サポートデスクのご連絡先・ご連絡方法

海外から（ご旅行先から）

ワールドフリーフォン（通話料無料）

- ※地域によって電話番号が異なりますので、詳細は別表をご確認ください。
- ※ワールドフリーフォンをご利用いただけない場合は、(81)-3-6365-8885までコレクトコールをご利用いただきご連絡ください。
- ※海外でのご滞在先の国・地域によっては、ワールドフリーフォンやコレクトコールをご利用いただいてもお客さまのご負担が発生する場合があります。詳細は【電話ご利用上の注意点】をご確認ください。

日本国内から（ご出国前やご帰国後）

☎ 0077-78-7365（通話料無料）

- ※上記フリーコールをご利用いただけない場合は、03-6365-8885（一般ダイヤル）へおかけ直してください。なお、通話料はお客さまのご負担となります。

「海外サポートデスク」は株式会社プレステージ・グローバルソリューションとの提携により運営されています。

【電話ご利用上の注意点】

- ①国内でも、一部のIP電話などでフリーコールがご利用いただけない場合がございます。その場合は一般ダイヤルにおかけ直してください。なお、通話料はお客さまのご負担となります。
- ②海外では、ご滞在先の国・地域、電話の機種や回線事情によっては、ワールドフリーフォン等に対応していない公衆電話など、ワールドフリーフォン・コレクトコールをご利用いただけない場合があります。その際は、通常の国際電話をご利用ください。なお、通常の国際電話をご利用された場合の通話料は、お客さまのご負担となります。
- ③海外から、ワールドフリーフォンまたはコレクトコールをご利用いただいた場合でも、ホテル等の客室内の電話または携帯電話からおかけの際に、ご滞在先の国内通話料相当額が必要となる場合や、サービス料・利用料がかかる場合等、お客さまのご負担となる費用が発生する場合があります。ご利用時には現地でご確認ください。
- ④また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話からご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。
- ⑤電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

コレクトコールのかけ方 ※コレクトコール：電話を受ける側が通話料を負担する通話方法です。

ホテルのフロントに申し出るか現地の国際電話局のオペレータ（交換手）にコレクトコールを申し込んでください。（「コレクトコールの通話例」をご参照ください）

現地の国際電話局のオペレータ（交換手）にコレクトコールを申し込んでください。（「コレクトコールの通話例」をご参照ください）

「海外サポートデスク」のオペレータと日本語でお話しになります。

コレクトコールの通話例

現地の国際電話局のオペレータ（交換手）との会話は現地語または英語で行う必要があります。下記の「通話例」をご参照ください。

（通話例）

中国から「海外サポートデスク」へコレクトコールで電話をかける場合

- ホテルのフロントに申し出るか、現地の国際電話局のオペレータ（交換手）の呼出し番号をダイヤルします。
- オペレータ（交換手）にコレクトコールを申し込みます。

（オペレータ）

Overseas operator. (国際電話局です)

（お客さま）

I'd like to make a collect call to Japan. (日本にコレクトコールをかけたいのですが)

（オペレータ）

What number are you calling? (何番をお呼びですか?)

（お客さま）

I'm calling 3-6365-8885. (3-6365-8885です)

（オペレータ）

Japan 3-6365-8885? (日本 3-6365-8885 ですね?)

（お客さま）

Yes. (はい)

（オペレータ）

May I have your name and telephone number? (あなたのお名前と電話番号をどうぞ)

（お客さま）

This is Mr. Kato at China "お客さまの電話番号". (中国 "お客さまの電話番号" の加藤です)

（オペレータ）

All right. We'll call you back. (Hang up) and wait, please. (お呼びいたしますから、お切りになってお待ちください)

（お客さま）

Thank you. (ありがとう)

（オペレータ）

Thank you for waiting. They are on the line. Go ahead, please. (お待たせしました。お出になりました。どうぞお話しください)

別表

ワールドフリーフォン

地域	滞在地	電話番号		
アジア・中近東	中国	4001-204869		
	台湾	00-800-80088777		
	フィリピン	00-800-80088777		
	マカオ			
	マレーシア			
	香港			
	アミア・中近東	シンガポール	001-800-80088777	
		タイ		
		韓国	韓国	002-800-80088777
			インドネシア	008-800-80088777
インドネシア			007803-81-1-0008	
イスラエル			014-800-80088777	
アラブ首長国連邦			00-800-80088777	
アラブ首長国連邦			800-081-0-0126	
バハレーン			80000-443	
ベトナム			120-81-022	
グアム・サイパン	グアム		1-866-815-9567	
	サイパン		1-866-999-1574	
北米・ハワイ	アメリカ・ハワイ	1-844-225-3016		
	アメリカ・ハワイ	011-800-80088777		
	カナダ	1-844-214-2162		
中南米	バミューダ	011-800-80088777		
	バミューダ	1-800-455-0125		
	アルゼンチン	0800-444-5075		
	アルゼンチン	00-800-80088777		
	メキシコ	800-123-1804		
	ブラジル	0800-761-0496		
	コロンビア	009-800-80088777		
オセアニア	チリ	1230-020-2494		
	ペルー	0800-55-332		
オセアニア	オーストラリア	1-800-549-385		
	オーストラリア	0011-800-80088777		
	ニュージーランド	00-800-80088777		

ヨーロッパ	アイルランド	00-800-80088777
	イギリス	
	イタリア	
	オーストリア	
	オランダ	
	スイス	
	スウェーデン	
	スペイン	
	チェコ	
	デンマーク	
フランス	ドイツ	0800-91-7388
	ノルウェー	
	ハンガリー	
	ベルギー	
	ポルトガル	
	ルクセンブルグ	
	フランス	
	モナコ	
	ギリシャ	
	フィンランド	
アフリカ	ポーランド	00-800-811-1207
	ルーマニア	999-800-80088777
	ロシア	990-800-80088777
	ロシア	00-800-811-1207
アフリカ	エジプト	0800-0000-659
	南アフリカ	0800-98-8588
上記以外の地域またはワールドフリーフォンがご利用いただけない場合(コレクトコールまたは通常の国際電話)		(81)-3-6365-8885

KDDIジャパンダイレクト

海外から日本国内へのコレクトコールにはKDDIジャパンダイレクトがご利用いただけます。KDDIのオペレータが24時間・年中無休で日本語でおつなぎいたしますので、海外からいつでも日本語だけでかけられます。ご滞在先の国・地域により、KDDIジャパンダイレクトへのアクセス番号が異なります。アクセス番号は、あらかじめKDDIジャパンダイレクトのホームページをご参照のうえ、ご確認ください。

<KDDIジャパンダイレクトアクセス番号一覧>

<https://www.kddi.com/phone/international/with-operator/>



Ⅱ. キャッシュレス・メディカルサービス (ご旅行中)

キャッシュレス・メディカルサービス

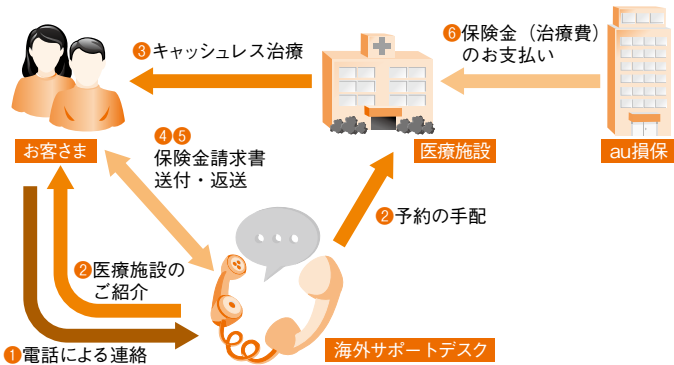
〈提供サービス〉

「海外サポートデスク」では、病院ネットワークを活用し、最寄りの適切な病院をご紹介しますことにより、病院においてその場で治療費を自己負担することなく治療を受けられる「キャッシュレス・メディカルサービス」を提供いたします。治療費は保険金として弊社から提携病院へ直接お支払いします。

※お支払い対象とならない保険事故、費用についてはお客さまの自己負担となります。

〈ご利用方法〉

- 「海外サポートデスク」にお電話ください。
※必ず事前にご連絡をお願いします。
- サービスを受けられる医師、医療施設をご紹介します。また、紹介させていただいた病院が予約可能な場合、「海外サポートデスク」にて予約をいたします。
※予約が不可能な医療施設に関してはオペレータの指示にしたがい受診してください。
- 治療をお受けください。ご本人の確認をさせていただく場合がございますので、病院をご利用の際はパスポート・保険金請求書をご持参くださるようお願いいたします。



キャッシュレス・メディカルサービスご利用上の注意点

1. キャッシュレス・メディカルサービス提携病院ご利用時の注意点

- 海外では受診に際し、事前予約が一般的です。ただし、総合病院の救急外来では予約を受け付けないケースが多く、また待ち時間も比較的に長くなります。
- 土曜日、日曜日、祝日は原則としていずれの病院も休診となりますので、あらかじめご了承ください。
- 緊急治療を除き、未成年のお客さまの治療の場合は、親権者のご承認が必要ことがあります。

2. 治療後にキャッシュレスのご利用を希望された場合の取扱いについて

治療後にキャッシュレス・メディカルサービスご利用のお申し出をされても、サービスが受けられない場合がございますので、あらかじめご了承ください。その場合には、お手数ですが治療費を一旦ご負担いただいた上で帰国後保険金をご請求ください。

3. 少額の治療費の場合の取扱いについて

治療費が少額の場合、病院・医師によってはお客さまご本人による治療費のお支払いを求められる場合がございますので、あらかじめご了承ください。その場合には、お手数ですが治療費を一旦ご負担いただいた上で帰国後に保険金をご請求ください。

4. キャッシュレス・メディカルサービス提携病院が他の病院を紹介した場合の取扱いについて

キャッシュレス・メディカルサービス提携病院が紹介した他の病院ではキャッシュレス・メディカルサービスを受けられない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5. キャッシュレス治療の場合に、病院から治療費の請求書が送られてきたときの取扱いについて

キャッシュレス治療の場合でも、お客さまに病院から治療費の請求書が送られてくる場合がございます。この場合、お手数ですが「海外サポートデスク」までご連絡ください。

※各サービスご利用上の注意点(下記Ⅳ.)もあわせてお読みください。



Ⅲ. 緊急アシスタンスサービス、相談・紹介サービス

緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合などは、「海外サポートデスク」へお電話ください。

〈提供サービス〉

ケガや病気になった場合	<ul style="list-style-type: none"> 患者の医療施設への移送 患者の日本への移送 現地での医師の往診手配
ケガや病気により亡くなられた場合	<ul style="list-style-type: none"> 現地でのご遺体の埋葬 ご遺体の日本への移送
その他	<ul style="list-style-type: none"> 救援者の渡航・宿泊手配 遭難された場合の捜索・救助

※原則として、上記サービスは治療・救援費用保険金としてお支払いの対象となります。

相談・紹介サービス

「海外サポートデスク」では、補償の内容に関する相談、保険金請求に関する相談、旅行中の各種トラブル時の相談等さまざまな相談に日本人スタッフがお応えいたします。

〈提供サービス〉

ケガや病気になった場合	<ul style="list-style-type: none"> 家族・勤務先への連絡代行(※1) 親族の切符、ホテルの手配(※1) 通訳の手配(※2、※3)
事故や事件に巻き込まれた場合	<ul style="list-style-type: none"> 補償の内容に関する相談・照会 ホテル等へのスケジュール変更の連絡代行
損害賠償を求められた場合	<ul style="list-style-type: none"> クレームエージェントへの引継 弁護士紹介(※1、※2、※3、※4) (注) 保険の対象とならない場合もあります。
現地で保険金を請求する場合	<ul style="list-style-type: none"> 保険金請求書類の受付、請求方法のご案内

- (※1) 保険金の限度内であれば無料となります。
 (※2) 保険の対象とならないアクシデント、トラブル等の場合でも、できる限りのサポートをいたします。ただし、費用はお客さまのご負担となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (※3) 通訳・弁護士の紹介・手配は、現地の時間またはサービス提供地域によりましては、ただちにサービスを提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (※4) 法律問題が生じた場合、弁護士を紹介いたします。ただし、弁護士の選任の結果(判決内容等)については責任を負いかねます。



Ⅳ. 各サービスご利用上の注意点

各サービスご利用上の注意点

1. お客さまの自己負担について

各サービスに伴って発生した治療費・移送費等の実費が、ご契約の保険金額(ご契約金額)または限度額を超過する場合には、その超過部分(アシスタンス専門会社の手数料を含みます)については、お客さまの自己負担となります(超過しない限り、お客さまの負担はありません)。保険金のお支払い対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス専門会社にお支払いいただいた上でサービスを提供させていただきますので、あらかじめご了承ください。

サービス提供後に保険金のお支払い対象となることが判明した場合は、一切の費用はお客さまの自己負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまからアシスタンス専門会社に見込額・手数料をお支払いいただいた上でサービスを続けさせていただきます。

2. サービス適用除外地域について

戦争等の理由により安全性が確保されない場合はサービス提供をおこなっておりません。また、山岳部、離島等都市部から遠く離れた地域において、通信、交通手段が確保されない場合には同様にサービスの提供をお断りする場合があります。なお、サービスが受けられない地域は予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

3. サービス開始までの所要時間について

受付時の現地時間、ご旅行地域によりましては通信、交通機関の混み具合等によりサービスを開始するまでに一定の時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。また、通訳の紹介・手配、弁護士の情報提供は、現地の時間またはサービス提供地域によりましては、ただちにサービスを提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 医療機関、交通機関等の国による違いについて

海外においては文化、慣習または通信・交通の整備状況などの違いから、日本と比較すると医療機関や交通機関での待ち時間が長くなるを得ない場合がありますのであらかじめご了承ください。

5. 医療機関の医療過誤、交通機関の交通事故について

手配させていただいた医療機関の医療過誤や、手配させていただいた交通機関の交通事故等につきましては弊社は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

6. サービスをお断りする場合

お客さまの海外旅行保険のご契約内容(普通保険約款および特約)に基づき、保険金のお支払い対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合にはサービスの提供をお断りさせていただきます。

次の場合にはキャッシュレス・メディカルサービスを受けることはできませんので、お客さま自身で医療機関に治療費をお支払いください。

- 各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレスの取扱いが受けられない場合
- 以下の費用等の実費がご契約の保険金額または限度額を超過する場合
 - キャッシュレス・メディカルサービス提携病院で発生した治療費用等
 - 提携アシスタンス会社、クレームエージェント等が提供する各サービスの費用
- 保険の対象となるケガまたは病気であることが確認できない場合、またキャッシュレス治療の後で保険の対象とならないことが判明したときは、弊社より後日直接お客さまに治療費用の請求をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

保険金のお支払い対象とならない主な場合はP7~8のとおりですが、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約集)をご参照ください。

7. 「海外サポートデスク」日本語でのサービスについて

「海外サポートデスク」では日本語で各種相談にお応えしておりますが、海外におきましては現地の各種業者を通じてサービスの提供をおこなっておりますので、現地の係員、医師または看護師等につきましては原則として日本語を話すことはできませんのであらかじめご了承ください。





V. キャッシュレス・リペアサービス (ご帰国後)

キャッシュレス・リペアサービス

キャッシュレス・リペアサービスは、「携行品損害補償特約」をセットされたお客様が海外旅行中に保険事故で破損したお客様のスーツケースやカメラ等の修理に際し、修理代金を弊社が保険金として修理業者へ直接お支払いさせていただきますことで、お客様にとって修理代金のお立替えが不要となるサービスです。お電話いただくことで「修理の手配からお品物の回収、修理、修理代金のお支払い、お届け」までのサービスをご利用いただけます。

〈修理、回収、お届けサービス〉

保険対象事故でスーツケースやカメラ等が破損した場合、お客様のご自宅から無料で回収し、修理後、お客様のご自宅へ無料でお届けします。修理のための販売店・修理工場への持込み・取り回りの手間・費用がかかりません。

〈キャッシュレス・リペアサービス対象品〉

スーツケース・デジタルカメラ・ビデオカメラ・パソコン

〈ご利用方法〉

携行品損害保険金のお支払い対象となる破損事故で、キャッシュレス・リペアサービスをご希望される場合は、「海外サポートデスク」までご連絡ください。

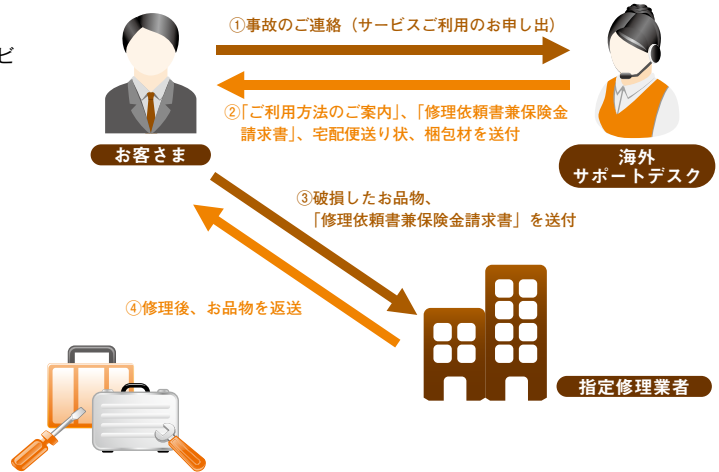
【海外サポートデスク】0077-78-7365 (通話料無料)

- ①「海外サポートデスク」にてお電話で事故受付をいたします。後日お品物を回収に伺いますので、回収のご希望日時をお知らせください。
 - ②後日、「海外サポートデスク」から「ご利用方法のご案内」と「修理依頼書兼保険金請求書」が届きますので「修理依頼書兼保険金請求書」の必要事項をご記入ください。
 - ③「修理依頼書兼保険金請求書」とともにお品物を回収いたします。
 - ④修理が完了しましたらご自宅へお届けいたします。
- ※ご利用方法詳細は「ご利用方法のご案内」をご参照ください。

「キャッシュレス・リペアサービス」は株式会社プレスステージ・グローバルソリューションとの提携により運営されています。

【ご注意】キャッシュレス・リペアサービスをご利用の際は必ず以下をお読みください。

- 「携行品損害補償特約」をセットいただけない場合には、サービスをご利用いただくことはできません。また、「携行品損害補償特約」をセットいただいている場合であっても、経年劣化による故障や塗料の剥がれなど単なる外観の損傷であり利用に支障が無いなど、保険金お支払の対象外となる場合には、サービスをご利用いただくことはできません。
- 破損状況などによっては修理が不可能な場合がございます。また、修理が可能な場合であっても、修理代金が限度額（1点あたり10万円）または時価額のいずれが低い額を超過する場合には、その超過部分はお客さまの自己負担となります。このような場合には、「海外サポートデスク」より連絡させていただきます。
- キャッシュレス・リペアサービスのご利用可能な地域は日本国内に限ります。
- 修理には提携業者に届いてから通常でも1ヶ月程度が必要となります。また、ご依頼時期や破損状況などによっては、更に日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。次回出発日が迫っている場合などは特にご注意ください。



VI. ケガ・病気に関する英会話・英単語 (その1)

医師に診断書等の作成を依頼するには

このページを病院窓口または医師に直接ご提示ください。

〈日本語〉

医師の方へ

保険金請求のために必要ですので、次の書類を交付してください。

- ・診断書 (保険金請求書をご使用ください)
- ・治療費請求明細書および領収書

〈英語〉 (English)

TO THE ATTENDING DOCTOR :

Please deliver the following documents which are necessary for the claim of benefits.

- ・ Medical Certificate (Please fill out the attached form.)
- ・ Bills of medical expenses and receipts

〈フランス語〉 (French)

A L'INTENTION DU DOCTEUR :

Veuillez remettre les documents suivants qui sont exigés, de manière a pouvoir toucher vos indemnités.

- ・ Certificat medical (Veuillez remplir l'unprime qui l'accompagne.)
- ・ Factures et recus des frais medicaux

〈ドイツ語〉 (German)

Fuer den Doktor :

Bitte ueberbringen Sie die folgenden Dokumente, die fuer die Forderung der Leistungen notwendig sihd.

- ・ Aertzliche Atteste (Bitte das beiliegende Formular ausfuellen.)
- ・ Rechnungen der aertzlichen Ausgaben und Belege

〈スペイン語〉 (Spanish)

A los Sres. medicos :

Sirvanse entregar los documentos siguientes que son necesarios para la reclamacion de los beneficios.

- ・ Certificado medico (Sirvanse llenar la forma adjunta.)
- ・ Facturas de los gastos medicos y los recibos

もしものときの医療用語一覧

症状を表す語句 (部位共通)

炎症	インフラメーション Inflammation	のぼせ	ホットフラッシュ Hot Flashes
苦痛	ペイン Pain	疲れ	ファティグ Fatigue
圧迫	プレッシャー Pressure	けいれん	カンバレーション Convulsion
鈍痛	ダールペイン Dull Pain	ふるえ	トレムリング Trembling
激痛	シビアペイン Severe Pain	しびれ	ナムベス Numbness
ずきずきする痛み	スラビングペイン Throbbing Pain	知覚異常	センサリーディスタランス Sensory Disturbance
常に存在する痛み	コンスタントペイン Constant Pain	骨折	フラクチャー Fracture
時々起こる痛み	オカシヨナルペイン Occasional Pain	捻挫	スプレイン Sprain
焼けるような痛み	バーニングペイン Burning Pain	打撲症	ブライズ Bruise
悪寒	チル Chills	かゆみ	イチチング Itching
戦慄	シェイキング Shaking Chills	発疹	ラッシュ Rash
むくみ	エデマ Edema	じんましん	ハイブス Hives
はれ	スワリング Swelling	こぶ	bumps Bump

話法・言いまわし

病気になる	ゲットイル get ill, get sick
負傷する	ゲットハート get hurt, be injured
大怪我	アセリアス a serious injury
病院へ連れて行ってください	プリーズ Please take me to a hospital.
医師を呼んでください (電話で)	プリーズ Please call for a doctor.
(誰かにかせて)	プリーズ Please send for a doctor.
ここが痛い	アイハフ I have a pain here.
私は何の病気ですか	ワットド What do I have?
入院する必要があるですか	イズ Is hospitalization necessary?
何日位安静が必要ですか	ハウ How long do I have to keep rest?
旅行を続けてもよろしいですか	マイ May I continue my trip?
薬は何回飲むのですか	ハウ How often do I take the medicine?
1回に何錠飲むのですか	ハウ How many tablets should I take each time?
少しもよくありません	アイ I don't feel any better.
少しよくなりました	アイ I feel a little better now.
お陰様でほとんど治りました	アイム I'm nearly recovered, thank you.



Ⅵ. ケガ・病気に関する英会話・英単語 (その2)

名称と固有の症状を表す語句

(頭部)		⑧のど	Throat
①脳	Brain	扁桃腺炎	Tonsillitis
②頭蓋骨	Skull	咽喉痛	Sore throat
③頭	Head	(胸部)	
熱	Fever	①心臓	Heart
頭が痛い	I have a headache.	胸部圧迫感	Pressure on the chest
気分が悪い	I feel sick.	呼吸困難	Breathing difficulty
熱っぽい	I feel feverish.	動悸	Palpitation
めまい	I feel dizzy.	②肺	Lung
④目	Eye	肺炎	Pneumonia
赤目	Red eyes	③胸	Chest
流涙	Watery eyes	④胃	Stomach
まぶたのはれ	Puffy eyelids	胃の不快感	Stomach discomfort
⑤耳	Ear	胃の重い感じ	A dull/heavy feeling in the stomach
耳鳴り	Tinnitus	胃痛	Stomach-ache, Pain
耳痛	Ear-ache, Sore ear	胃潰瘍	Stomach ulcer
聴力不振	Hearing difficulty	嘔吐	Vomiting
聴力不能	Deafness	胸やけ	Heart burn
⑥鼻	Nose	食欲不振	Loss of Appetite
鼻血	Nasal bleed	食中毒	Food poisoning
鼻づまり	Nasal obstruction	⑤腎臓	Kidney
⑦口	Mouth	⑥肝臓	Liver
しゃっくり	Hiccup	⑦腸	Intestine
痰 (たん)	Sputum	盲腸炎	Appendicitis
咳 (せき)	Cough	⑧腰	Waist
げっぷ	Belching	⑨手	Hand
くしゃみ	Sneezing	⑩脊柱	Back/Spine
口の荒れ	Sore mouth	神経痛	Neuralgia
歯痛	Tooth-ache		

(下半身)		②卵巣	Ovary/Ovarium
①膀胱	Bladder	子宮	Uterus
排尿	Urination	月経	Periods, Menses, Menstruation
便	Stool	膣出血	Vaginal bleeding
腹が張る感じ	Fullness in the Stomach	妊娠	Pregnancy
便秘	Constipation	③足	Foot
下痢	Diarrhea	膝を曲げる	Bend the knee
肛門出血	Rectal bleeding	膝を伸ばす	Straighten the knee

医療技術用語

手術	Operation	湿布	Compress
血圧	Blood Pressure	マッサージ	Massage
体温	Temperature	脈はく	Pulse

医薬品用語 (50音順)

アスピリン	Aspirin	抗生物質	Antibiotic
アルコール	Alcohol	消毒薬	Disinfectant
アンモニア	Ammonia	塗布薬	Ointment
胃腸薬	Stomach medicine	処方箋	Prescription
オキシフル	Oxyfull	睡眠薬	Sleeping pill
ガーゼ	Gauze	脱脂綿	Absorbent cotton
風邪薬	Medicine for colds	鎮痛剤	Pain-killer
かゆみ止め	Ointment for itching	鎮静剤	Sedative
気つけ薬	Restorative	軟膏	Salve
薬	Medicine	絆創膏	Adhesive plaster
下剤	Laxative	包帯	Bandage
解熱剤	Febrifuge	目薬	Eye drop
下痢止め	Medicine for loose stomach	ヨードチンキ	Iodine tincture



Ⅶ. 保険期間延長の手続き

ご旅行中、旅行日程の変更等により保険期間(ご契約期間)の延長を希望される場合には、下記の要領でお手続きください。ただし、旅行日程の変更内容によっては保険期間を延長しただけではない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※1 通算保険期間が31日を超える期間延長はできません。

※2 保険期間を延長された場合、傷害後遺障害、携行品損害の補償につきましては、延長された期間を含め、保険期間を通じて保険金額(ご契約金額)が保険金お支払いの限度となります。

お手続き方法

旅行日程が変更(延長)となる場合で保険期間の延長をご希望のときには、ご契約者もしくは日本にいらっしゃる代理の方(ご家族)からau損保カスタマーセンターに連絡いただき延長の手続きを行ってください。

au 損保カスタマーセンター	
日本国内から	☎ 0800-700-0600
海外から	(81)-3-6365-8895 ※コレクトコールをご利用ください。
受付時間 日本時間 9:00 ~ 18:00 (年末年始を除きます) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ※一部のIP電話などご利用いただけません。 ※おかけ間違いにご注意ください。	

《保険期間延長に必要な連絡事項》

- ・ご契約者氏名・住所
- ・被保険者氏名・生年月日
- ・証券番号
- ・保険期間
- ・ご希望の延長保険期間(○年○月○日まで延長)



(注1) 変更内容により、保険料の追加払込みが必要となる場合があります。この場合、ご契約者もしくは日本にいらっしゃる代理の方(ご家族)から弊社に払込みいただきます。手続きは保険料の払込みをもって完了となります。保険期間終了前に手続きが完了していない場合は、延長ができなくなりますのでご注意ください。

(注2) 手続き方法の詳細につきましては「au 損保カスタマーセンター」よりご案内いたします。

(注3) 保険期間延長の手続きは、「海外サポートデスク」ではできませんので、ご了承ください。

【ご注意】 以下の場合には保険期間延長の手続きは不要となります。

被保険者が保険期間の末日までに旅行の終了を予定していたにもかかわらず、下記の事由により遅延した場合には、保険期間は到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度として自動的に延長されます。

- ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- ② 交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- ③ 被保険者が治療を受けたこと
- ④ 被保険者の旅券の盗難または紛失(ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限りです。)
- ⑤ 被保険者の同行家族または同行予約者が入院したこと

※家族タイプをご契約の場合は上記以外にも自動延長される場合がございます。詳細は家族旅行特約をご確認いただくか、au 損保カスタマーセンターへお問い合わせください。



Ⅷ. 保険金ご請求の手続き (その1)

保険金ご請求の手続き

1. 事故のご連絡とご請求方法

海外旅行中、事故に遭われた際に保険金をご請求いただく方法は以下のとおりです。

(1) 事故の発生

- ①事故が発生した場合には、事故発生の日からその日を含めて30日以内に「海外サポートデスク」までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
 - ご帰国前にご連絡いただいた場合や、キャッシュレス・メディカルサービスを受けられた場合には、あらためて事故のご連絡は不要です。
- ②他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③賠償責任を補償する特約をご契約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・損害賠償請求権の委任等は、必ず弊社とご相談のうえ、おすすめください。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

被保険者（補償の対象となる方）が実際に被った損害などの補償については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、弊社がお支払いする保険金の額が異なります。

（弊社がお支払いする保険金の額）^(注1)

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は支払責任額^(注2)をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額^(注2)を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

注1：お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

注2：他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(3) ご請求方法

①ケガ・病気の場合

- キャッシュレス・メディカルサービスや医療機関の紹介・予約サービスをご利用の場合：病院に行く前に「海外サポートデスク」へご連絡ください。必要なお手続き等についてご案内いたします。
- ご自身で治療費等をお支払いになった場合：病院で治療費をお支払いになった場合には、診断書・治療費の明細書および領収書等をお取付けの上、ご帰国後、ご連絡ください。

②携行品の盗難・破損事故の場合

- 盗難事故の場合：ただちに最寄りの警察に連絡し、盗難証明書をお取付けください。
- 破損事故の場合：カメラがあれば、被害品全体と損害箇所がわかるように写真をお撮りください。修理できる場合には、修理見積書または領収書をお取付けください。修理が不可能な場合には、現物を確認させていただくことがありますので、処分されないようお願いします。
- ご帰国後、「海外サポートデスク」へご連絡ください。現地にてご不明な点があったときも、「海外サポートデスク」へご連絡ください。

③その他の事故の場合

事故発生後、すみやかに「海外サポートデスク」へご連絡ください。必要なお手続きについてご案内いたします。

(4) 保険金のお支払時期

弊社は保険金の支払請求時に必要となる書類等としてご案内した書類を提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は弊社までお問合わせください。

(5) 保険金の代理請求

被保険者（補償の対象となる方）に保険金をご請求いただくことができない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求いただくことができる制度（「代理請求制度」といいます）がございます（被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません）。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると弊社が認めた場合
- 弊社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など



Ⅷ. 保険金ご請求の手続き (その2)

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ②上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金をご請求いただくことができない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いいたします。被保険者からの保険金のご請求に対して弊社が保険金をお支払いした後、重複して保険金のご請求を受けたとしても、弊社は保険金をお支払いできません。

(6) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約集）をご確認ください。

2. 保険金請求に必要な書類

被保険者（補償の対象となる方）または保険金を受け取るべき方は、下記〈別表「保険金請求書類」〉のうち弊社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下記〈別表「保険金請求書類」〉以外の書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

（別表「保険金請求書類」）

1	弊社所定の保険金請求書 （個人情報取扱に関する同意を含みます）
2	弊社所定の傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等をご申告される書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、③～④に掲げる書類もご提出いただく場合があります。
3	被保険者であることを確認する書類 例：家族関係の証明書類（住民票、健康保険被保険者証）・各種名簿 など
4	保険金の請求権をもつことの確認書類 例：印鑑証明書、資格証明書・戸籍謄本・委任状・未成年者用念書 など
5	ケガに関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類 ①保険事故の発生を示す書類 例：公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ●死亡診断書または死体検案書 など ②保険金支払額の算出に必要な書類 例：弊社所定の診断書・領収書・弊社所定の後遺障害診断書 ●レントゲン等の検査資料 など ③その他の書類 例：運転資格を証する書類（運転免許証など） ●調査同意書（弊社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）など

6	疾病に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類 ①保険事故の発生を示す書類 例：弊社所定の診断書 など ②保険金支払額の算出に必要な書類 例：弊社所定の診断書または領収書 など ③その他の書類 例：調査同意書（弊社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書）など
7	損害賠償責任に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類 ①保険事故の発生を示す書類 ●公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれらに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ●示談書またはこれに代わるべき書類 ●事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など ②保険金支払額の算出に必要な書類 ●修理見積書、請求明細書、領収書 ●損害賠償内容申告書 ●休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ●交通費、諸費用の明細書 ●購入時の領収書、保証書、仕様書 ●図面（配置図、建物図面） ●弊社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ●レントゲンなどの検査資料 ●死亡診断書、死体検案書・葬儀費明細書、領収書 ●その他の費用の支出を示す書類 ●受領している年金額の確認資料 ●労災からの支給額の確認資料 など ③その他の書類 ●権利移転書 ●先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ●調査同意書（弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
8	その他費用に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類 ①保険事故の発生を示す書類 ●公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難証明書など） ●損害物の写真 など ②保険金支払額の算出に必要な書類 ●被害品の価格を証明する書類 ●修理見積書 ●領収書 など ③その他の書類 ●調査同意書（弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） ●他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ●パスポートのコピー ●運転免許証のコピー ●旅行契約申込書、ツアー旅程表 など

IX. 海外旅行保険の概要 (その1)

海外旅行保険の主な保険金(特約)とその概要を記載しています。詳細は海外旅行保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)をご確認ください

海外旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者(補償の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程中をいいます

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 死 亡 保 険 金	海外旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">傷害死亡保険金額の全額</div> <p>※同一のケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、傷害死亡保険金額からその額を差し引いてお支払いします</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④脳疾患、病気または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変^(注1) ⑦自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ⑧むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注2)(傷害後遺障害保険金のみ) ⑨危険な職業に従事中のケガ ⑩旅行開始前・終了後に発生したケガ など
傷 害 後 遺 障 害 保 険 金	海外旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">傷害後遺障害保険金額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">後遺障害の程度に応じた約款所定の保険金支払割合(4%~100%) <p>※お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて傷害後遺障害保険金額が限度となります</p> </div>	<ol style="list-style-type: none"> ⑧むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注2)(傷害後遺障害保険金のみ) ⑨危険な職業に従事中のケガ ⑩旅行開始前・終了後に発生したケガ など <p>(注1)テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります (注2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます</p>
疾 病 死 亡 保 険 金	<ol style="list-style-type: none"> ①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合^(注) ③海外旅行中に感染した所定の感染症によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 (注)旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">疾病死亡保険金額の全額</div>	<ol style="list-style-type: none"> ①ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変^(注) ④妊娠、出産、早産または流産が原因の病気 ⑤歯科疾病 など <p>(注)テロ行為によって発生した病気に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります</p>
治 療 ・ 救 援 費 用 保 険 金	<p>●治療費用に関するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①海外旅行中の事故によるケガにより、治療を受けられた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに治療を受けられた場合^(注) ③海外旅行中に感染した所定の感染症によって、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を受けられた場合 (注)旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り <p>●救援費用に関するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①海外旅行中の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上^(注)続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に治療を開始したときに限り) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 など (注)家族タイプをご契約の場合は、日数によらず入院された場合となります。ただし、右記「お支払いする保険金の額●救援費用に関するもの」②から⑥の費用については3日以上続けて入院された場合に限り 	<p>●治療費用に関するもの</p> <p>下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限り)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含まず) ②治療のために必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円が限度となります) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ※日本国外においてカイロプラクティク、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません <p>●救援費用に関するもの</p> <p>ご契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額</p> <ol style="list-style-type: none"> ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) ③救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで) ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費 ※本人タイプの場合は合計で20万円まで、家族タイプの場合は合計で40万円までとなります ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます) ⑥遺体処理費用(100万円まで) ⑦【家族タイプの場合のみ】旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために、被保険者が負担したご家族の交通費および宿泊施設の客室料(14日分まで) <p>※お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療費用に関するものおよび救援費用に関するものを合わせ、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b、cの費用がお支払いの対象となり、cはお支払いの対象なりません。</p> <p>a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用 b.海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用 c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②闘争行為、犯罪行為 ③自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変^(注1) ⑤自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ⑥むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注2) ⑦危険な職業に従事中のケガ ⑧旅行開始前、終了後に発生したケガ ⑨妊娠、出産、早産または流産が原因の病気 ⑩歯科疾病 ⑪旅行開始前に発病した病気(既往症) など <p>(注1)テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります (注2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科、耳鼻科検査等によりその根拠を証明することができないものをいいます</p>

IX. 海外旅行保険の概要 (その2)

海外旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者（補償の対象となる方）が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程中をいいます

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任保険金	<p>被保険者^(注1)が海外旅行中における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物^(注2)に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>(注1) 被保険者が責任無能力者である場合は、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金お支払いの対象となります</p> <p>(注2) レンタル業者よりご契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品、宿泊施設の客室・客室内の動産（セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます）、住居等居住施設内の部屋・部屋内の動産（ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます）を含みます</p>	<p>損害賠償金の額 — 自己負担額 (0円)</p> <p>※1回の事故につき個人賠償責任保険金額が限度となります ※別枠で約款所定の費用（損害防止軽減費用等）をお支払いすることがあります ※賠償額の決定については、事前に弊社の承認が必要です ※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります</p>	<p>1. 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません</p> <p>① ご契約者、被保険者の故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変^(注)</p> <p>2. 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません</p> <p>① 職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>② 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③ 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>④ 同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑤ 心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥ 航空機・船舶・車両（人力のものやゴルフカートを除きます）の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 など</p> <p>(注) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります</p>
携行品損害保険金	<p>海外旅行中に携行する身の回り品^(注)に、偶然な事故により損害が発生した場合</p> <p>(注) 被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、下記のものには対象に含まれません</p> <p>① 通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります</p> <p>② 預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証、その他これに類する物。ただし自動車または原動機付自転車の免許証やパスポートについては補償対象となります</p> <p>③ 船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品</p> <p>④ 被保険者が山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます。）などの危険な運動を行っている間のそのための用具やサーフィン等を行うための用具</p> <p>⑤ 義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物</p> <p>⑥ 動物および植物</p> <p>⑦ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器 など</p>	<p>損害の額 — 自己負担額 (0円)</p> <p>※保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります ※携行品損害保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空会社に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は、保険期間を通じて30万円となります ※損害の額は携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は5万円）が限度となります ※損害の額とは修理費、または再調達価額（同等のものを再度新品で購入するために要する費用をいいます）から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用（現地に負担した場合に限り、交通費、宿泊費を含みます）をいいます ※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります</p>	<p>① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変^(注)</p> <p>④ 差押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を含みません）</p> <p>⑤ 保険の対象の欠陥</p> <p>⑥ 保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い</p> <p>⑦ 保険の対象のすり傷等の単なる外観の損傷</p> <p>⑧ 保険の対象の置き忘れ・紛失 など</p> <p>(注) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります</p>
航空機寄託手荷物遅延等費用保険金	<p>航空会社に運搬を委託した手荷物が、航空機到着後6時間以内に予定目的地に運搬されなかったため、やむをえず必要となった身の回り品購入のための費用を負担した場合</p>	<p>身の回り品購入費</p> <p>※身の回り品購入費とは、次の①から③のものをいいます</p> <p>① 衣類購入費（下着・寝間着等の必要不可欠な衣類）</p> <p>② 生活必需品購入費（洗面用具など）</p> <p>③ 上記①②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費</p> <p>※1回の事故につき10万円が限度となります ※目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります</p>	<p>① ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（自動セットされる「テロ行為補償特約」により、テロ行為による損害は保険金のお支払いの対象となります）</p> <p>③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など</p>

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします

※家族タイプの場合のご注意

●個人賠償責任、携行品損害および航空機寄託手荷物遅延等費用については、本人および本人と一緒に旅行されるご家族のうち保険証券・契約確認書に記載された方（被保険者）全員で一つの保険金額を共有します。

●被保険者は本人および以下に該当するご家族のうち保険証券・契約確認書に記載された方となります。

- ① 本人の配偶者（婚姻の届出を予定されている方を含みます）
- ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

*未婚とは、婚姻歴のないことをいいます。

(注1) 上記の家族構成は、保険契約締結時におけるものをいいます。

(注2) ご家族の範囲以外の方がご加入された場合は、家族旅行特約の規定に従い、保険金が削減されたり、保険金がお支払いできないことがあります。